令和４年度　第９回　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会　議事録

1　日　　時　令和 5 年 3 月 22 日（水）　14 時 00 分～15 時 40 分

2　場　　所　千葉市役所 正庁 （新庁舎 高層棟 1 階）

3　出 席 者

≪委員≫２０名（代理出席７名）　（※下線はＷＥＢ参加者）

藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、髙梨園子委員、大石千惠委員、
大里千春委員、國田政教委員、山下知晃委員、小川良一委員、常住昭嘉委員、
髙橋直人委員、落合真奈美委員、小林善宏委員、鳴沢晴美委員、見原可奈子委員、
岩田真一委員、白井耕一委員、浜田恒明委員、山口浩正委員、青木俊委員

（代理：吉野博一様、渡部裕二様、衛藤創介様、大竹郁矢様、金木康知様、徳山義将様、
酒井清課長）

（欠席：名取信子委員、大川敦委員、成田斉委員、福田賢一委員、菰田成彦委員、
勝又憲彦委員、中野裕志委員、石橋徹委員）

≪事務局≫

交通政策課 大木戸課長、松﨑課長補佐

≪傍聴≫０名

4　議事次第

１　開会

２　議題

・第１号 地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について

３　報告事項

⑴ ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について

４　その他

５　閉会

5　配付資料

・次第

・委員名簿

・座席表

・資料１　千葉市 地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案

・資料２　ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について

・参考資料１　策定スケジュール（令和 5 年 3 月時点）

6　議事の概要

(1) 議題

以下の議題について事務局から説明し、了承された。

・地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について

(2) 報告事項

ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について、事務局より報告した。

(3) その他

会長が在籍する大学で受け持っている学生の卒業研究内容について、会長より紹介あり。

＜会議録＞

１　開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「第９回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

本日の司会進行を務めます、交通政策課の松﨑です。よろしくお願いします。

それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

・次第

・協議会委員名簿

・座席表（机上配付）

・資料１　千葉市地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案（差し替え）

・資料２　ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について（差し替え）

・参考資料１　策定スケジュール（差し替え）

でございます。

配付漏れはございませんでしょうか。

本日は、委員 28 名中、委員 20 名、また代理出席者７名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第 7 条第 2 項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます

また、議事の公開につきましては、「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開するとなっております。本日の傍聴者は０名となっております。

≪会長挨拶≫

続きまして、当協議会の会長である日本大学理工学部教授、藤井敬宏様よりご挨拶を頂戴します。

【藤井会長】

改めまして、会長を務めさせていただいている藤井でございます。

本日は「千葉市地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案」に関する協議となります。千葉市では、バリアフリーマスタープランを策定した上で地区別の基本構想を作成しています。今回は稲毛地区に次ぐ第２段の基本構想であり、千葉都心地区ということで市の中枢であるアクセスを中心としており、生活関連施設・経路の設定にあたっても多くの事業者が関わってくる地区でもあります。そのため、本来は１年で基本構想を策定

するところではありますが、千葉都心地区では丁寧な取組を進めるため 2 か年にわたって検討することになっており、本日は中間期にあたります。次に繋がるためのアプローチも含めて、皆様より忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。

≪委員紹介≫

続きまして、人事異動に伴い新たに委嘱された委員の方をご紹介します。

・京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部鉄道企画担当課長、山下知晃様です。

≪代理出席者 紹介≫

続きまして、代理出席の方をご紹介いたします。

・千葉市老人クラブ連合会、名取信子様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、代理で事務局長、吉野博一様です。

・東日本旅客鉄道㈱千葉支社 企画総務部経営戦略ユニット 総括マネージャー、大川敦様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、代理で渡部裕二様です。

・国土交通省千葉国道事務所交通対策課長、福田賢一様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、本日は Web にて代理で衛藤創介様です。

・千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長、菰田成彦様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、本日は Web にて代理で大竹郁矢様です。

・千葉県警察本部交通部交通規制課長、勝又憲彦様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、本日は Web にて代理で金木康知様です。

・千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、中野裕志様ですが、
欠席とのご連絡を受けており、本日は Web にて代理で徳山義将様です。

・千葉市都市局公園緑地部長 石橋徹ですが、
欠席となりますので、代理で 公園管理課 課長 酒井清です。

それでは、これからの議事進行につきましては、藤井会長にお願い致します。

藤井会長、よろしくお願いいたします。

２　議題

第１号 地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について

【藤井会長】

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

『議題第１号　地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案』について、事務

局より説明をお願いします。

【事務局】

議題第１号　地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について、ご説明致します。まず、お手元の資料１をご覧ください。「千葉市地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案」になります。

骨子案の内容の多くは、令和２年度末に策定・公表しました「千葉市バリアフリーマスタープラン」を踏まえて作成しておりますので、内容は、大きく分けて３パターン、マスタープランからの引用部分、修正部分、そして、地区別基本構想において追記することとした追加部分によって構成されております。

修正部分や追加部分は、資料中、水色の網掛け、又は青文字にて表示しております。本日は、これらの修正部分や追加部分を中心にご説明いたします。

では、ページをおめくり頂きまして、目次をご覧ください。

今回の骨子案は、目次の１枚目にあります第１章から第４章までについて整理しており、具体的なバリアフリーの取り組みである特定事業に関係する第５章、第６章については、次回以降の協議会においてご審議いただく予定でございます。

それでは、１ページをご覧ください。「第１章　地区別バリアフリー基本構想策定にあたって」のうち、基本構想策定の趣旨でございます。こちらの内容では、文章の最後に追加部分がございます。令和４年度から、立地適正化計画において“都心”に位置づけられている千葉都心地区において、具体的なバリアフリー化に向けた事業を位置付けるため、地区別バリアフリー基本構想を策定するとの部分になります。

２ページをご覧ください。基本構想の目標でございます。

こちらは、基本的にマスタープランに位置づけた目標と同じですが、千葉都心地区では運行していないコミュニティバスに関する記述については削除しております。

３ページをご覧ください。計画期間については、マスタープランと同じく、中間評価を令和７年度、計画の最終年度を令和１２年度としております。また、位置づけについては、マスタープランに基づき、重点整備地区や特定事業を定めるもので、市の関係する諸計画とも連携するとしております。

５ページをご覧ください。検討の進め方のうち、検討組織や市民参加による活動等の目的と構成をお示ししております。前回の協議会で、千葉都心地区は業務機能が集積した「働く場」であることから、障害者の暮らしと仕事で違いが出てくるのではないか。稲毛地区と異なり、障害をもつ就労者の働きやすい環境などについての議論も必要との話題が出ておりましたので、市民参加の取組みの１つに、障害を持つ就労者との意見交換等を追加することといたしました。追加部分はページ下段、地区ワーキンググループの項目において青文字でお示ししている部分です。「参加者の構成」においては、「千葉都心地区内の障害を持つ就労者」を追加し、活動内容として「意見交換に加え、アンケート調査やヒアリングを実施する」といたしました。

ページをおめくり頂きまして、6ページから１５ページまでは、市民参加による検討の概要をお示ししております。

６ページ～８ページは、“まち歩き点検ワークショップ”の開催概要です。委員の皆様には１２月に情報提供させていただきました内容ですので、概要のみご紹介させて頂きます。昨年９月２９日、３０日の２日間にわたり、延べ７０人の参加者で４つのコースでまち歩き点検を実施いたしました。

７ページから８ページにかけては、その際にいただきました意見の概要を整理しております。全体として、案内表示についてのご意見が多く出されており、障害の種類・内容に応じて、設置されている場所や高さ、文字の大きさや色など、多様なご意見があったことからその重要性と、適切な案内表示の難しさについて、改めて認識したところです。

９ページをご覧ください。9ページから１０ページまでが、子育て世代へのアンケート調査の概要となります。こちらも委員の皆様に１２月に情報提供させていただきました内容ですので、概要のみご紹介させて頂きます。

ページ中段から集計結果を円グラフでお示ししておりますが、図７の「旅客施設」ではJR やモノレールの千葉駅、京成千葉中央駅や千葉みなと駅など、図８の「公共施設・文化施設等」ではきぼーるや中央コミュニティセンター、中央図書館や千葉ポートアリーナなど、まち歩き点検ワークショップで点検対象とした施設が、アンケートにおいて、多くの方が「良く利用する」とお答えになった施設であったことが確認でき、まち歩き点検の結果を補強する貴重な利用者意見を頂けたものと考えております。

一方、図１０の「公園」や図１１「福祉施設・病院」、図１２「教育施設」に関しましては、「特になし」という意見が目立つ結果となったことから、最終的に地区別基本構想への掲載の有無や方法等について、今後検討するとともに、アンケート調査票の構成などについては、まち歩き点検のコースなども踏まえた吟味が必要であるとの課題を認識したところです。

１０ページをご覧ください。アンケートで頂きました「利用施設のバリアフリーの視点から感じる良い点、改善してほしい点」について、施設ごとに整理したものです。

全体として、おむつ交換台やベビールームなどの設備に関しての意見のほか、ベビーカーを使用している時に感じた意見や感想を多く頂いており、中には周囲を気にして利用を躊躇してしまうなどのご意見もあり、周囲への理解の広がりが重要であることがわかる結果となりました。

１１ページをご覧ください。１１ページから１３ページまでが、障害を持つ就労者へのヒアリング調査の概要となります。

①調査目的としては、千葉都心地区は、生活関連施設が多く立地しており、就労目的の利用者が多数見込まれることから、障害を持つ就労者が通勤等の移動の際に抱えているバリアフリー上の課題を把握するため、促進地区内に立地する企業を対象にヒアリング

を実施したものです。

②調査概要です。【対象者】として、特例子会社、これは「障害者雇用の定着促進のために設立された障害者雇用に特化した子会社」ですが、この特例子会社と調整した結果、促進地区内に立地する３社全てにご協力を頂くことが出来、お勤めされている、知的障害や肢体不自由、精神障害をお持ちの方々、合計１０名の方と意見交換などを行うことができました。

【調査方法】は、対面やオンラインなどで、各社ごと又は個別にヒアリングを実施し、

【調査内容】は、通勤経路のほか、JR 千葉駅、千葉みなと駅、京成千葉中央駅の周辺や職場周辺で、バリアフリーの視点で気が付くことについてお伺いしました。

③意見概要はここから１２ページにかけて整理しております。施設や設備のバリアフリー対応への改善に関する意見のほか、表内で下線表示しているような、朝夕の通勤時間帯などの混雑時における意見、また、バリアフリー化も含めた周辺の状況などからバリアを避けて通勤経路を選び取っていることが伺える意見などを頂戴することができました。

１３ページをご覧ください。④考察です。

いただいたご意見にありました通り、ヒアリング調査では、日常的に施設や経路を利用する就労者の視点から、通勤時間帯の混雑による公共交通利用時の移動のしづらさや、バリアフリー未対応の状況を踏まえ、やむを得ず迂回ルートを利用する現状などが挙げられました。これは、就労者の皆さんは「通勤経路として繰り返し利用する」ため、経験などからバリアとなる場所を把握し、ある程度、バリアがあることを受け入れ、それを避けて通勤されているのだということが確認できたと考えております。

１４ページをご覧ください。１４ページと１５ページは来年度に実施予定の地区ワーキンググループと事業者ワーキンググループによる合同意見交換会の概要を記載する予定であることから、現在は未記載の状況です。

では、１６ページをご覧ください。第２章「バリアフリー化に向けた基本的な方針」です。そのうち、（１）地区の現状に関しては、マスタープランに記載した各項目と同じで、2021 年度の鉄軌道駅の乗降客数などが明らかにされましたので時点更新しております。なお、バス便数については確認中になります。

１７ページをご覧ください。（２）課題については、市役所の新庁舎移転や千葉駅周辺の再開発事業、千葉公園の再整備等、近年の動きなどを追記しております。

１８ページをご覧ください。（１）バリアフリー方針になりますが、こちらには追記部分がございます。上段の四角の中になります。マスタープランでは方針として次の２つ、「駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上」と「関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化」について、位置付けておりましたが、今回、３つ目として、「車椅子使用者や子育て世代など多様な人が利用する公共交通において、利用マナーや利用への理解促進を図る」ことを位置付けております。本市の都心であり、地区内に多くの方が利用される駅を複数抱える千葉都心地区では、多様な方が公共交通を利用

され、バリアフリー上の課題も多種多様であることが確認出来たことから、心のバリアフリーに関する取組も重要との認識に立ち、追加したものです。

今後、他地区での基本構想策定に係る検討やマスタープランの見直し時には、このような新たに設定したバリアフリー方針の反映等を再検討して参りたいと考えております。

続いて、（２）事業の目標年次については、これまでと同様に、事業を短期、中期、長期に分類しており、マスタープランの中間評価までの期間である令和７年度までを短期、計画の最終年度である令和１２年度までを中期とし、令和１３年度以降を長期として設定します。

１９ページをご覧ください。ここから２４ページまでは第３章重点整備地区の設定についてですが、１９ページの「設定の考え方」、並びに、２０ページの「設定」については、モデル地区である JR/京成稲毛地区での考え方を参考に、前回の協議会において千葉都心地区での考え方について、整理・ご説明し、ご承認いただきました内容をそのまま掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。

２１ページをご覧ください。ここから２４ページまでは、生活関連施設、生活関連経路の設定です。こちらも前回協議会で皆様にご議論いただき、ご承認いただきました内容となりますが、基本構想の骨子案作成に当たり、再整理しておりますので、改めて、概要を説明させていただきます。

まず（１）生活関連施設の設定です。ページ中ほど、四角の中に３つの設定条件を定めております。１つ目は、JR 千葉駅、JR 千葉みなと駅、京成千葉中央駅の３駅を起点とし、半径 500m圏内に立地する促進地区で指定した生活関連施設。

２つ目は、重点整備地区内に立地する公立小中学校、最後の３つ目は、３駅を起点に半径 500m～1ｋｍ圏内に立地する施設として、次の条件に当てはまる施設としており、条件の①が「地区において特に連携してバリアフリーのまちづくりの充実が図られる施設」としております。具体的には、千葉市美術館、千葉ポートアリーナ、千葉公園となります。

また、条件の②として、これら３つの施設を結ぶ生活関連経路上に出入り口を接する施設としております。主に、その周辺に立地する施設となりますが、具体的には、千葉市中央図書館、千葉市生涯学習センター、モノレール千葉公園駅、千葉市消費生活センター、新宿中学校、若葉郵便局となります。

続きまして、ページ下段（２）『生活関連経路の設定』については、マスタープランで定めた生活関連経路を基本とし、重点整備地区における生活関連施設間を結ぶ経路を設定しています。ページ下段、四角の中に２つの設定条件を定めております。

１つ目は、「地区内の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路」

２つ目は、「生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路」です。

なお、今回鉄道駅からの徒歩利用を想定しない概ね１㎞以上離れている生活関連施設は位置付けておりませんので、マスタープランでは位置付けておりましたバス停留所からの経路の考え方に関する記述は、削除しております。

２３ページをご覧ください。こちらは、重点整備地区の位置、区域並びに、生活関連施設、生活関連経路などを集約した図面になります。

続いて、２４ページは、生活関連施設の一覧表となっており、マスタープランでお示しした同地区の促進地区内の施設のうち、重点整備地区内となった７８の対象施設や、そのうち、駅500m圏内の施設がわかるようにしております。

今回は比較表示するためにこのような資料にしておりますが、最終的な計画書には、重点整備地区内の生活関連施設のみ、表示いたします。

２５ページをご覧ください。第４章移動等円滑化に関する事項です。こちらは、マスタープランに記載の促進地区におけるバリアフリー化促進の考え方を引用し、千葉都心地区における内容を整理しています。

４．１　重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方ですが、重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、バリアフリー化に関する基準等や配慮事項、バリアフリー方針を考慮したうえで、基本構想において特定事業を定めます。基本構想策定後は、各事業者が作成した特定事業計画に基づき、事業を執り行うことで、地区内の連続的・一体的なバリアフリー化を図るとしております。

２６ページをご覧ください。バリアフリー化に関する主な基準等の一覧表です。

マスタープランに記載の同様の基準等から、改訂となったガイドラインは改訂年月を修正し、マスタープラン策定後に策定されたモノは追加しています。

例えば、ページ中段、ガイドライン等の公共交通の項目に追加されました“駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン”は、令和４年７月策定のため、今回の千葉都心地区の地区別バリアフリー基本構想から追加となりました。こちらのガイドラインは、各鉄道事業者が無人化を検討する段階におけるひとつの拠り所として、予め考慮すべき事項が示されており、障害当事者等の安全性・利便性の確保のために実施することが望ましい事項について具体的な目安が示されております。

２７ページをご覧ください。ここから４２ページまでが、バリアフリー化に向けた配慮事項を、施設等に分類してお示しております。

高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けた配慮事項として、マスタープランで記載した物に加え、今年度実施したまち歩き点検ワークショップやアンケート調査の結果等を踏まえて、整理しております。ページ中段には、障害を持つ就労者へのヒアリングを踏まえ、通勤経路が必ずしもバリアフリー化されていない現状が確認できたことから、地区内のバリアフリー化促進により、利用しやすい施設や経路の選択肢が広がる見込みがあることを追記しております。

今回は、追加した主な項目について、ご説明いたします。なお、千葉都心地区において多くの意見を頂いた項目には下線を引いてございます。

３１ページをご覧ください。

道路のバリアフリー化についての内容になります。表４－５ 歩道のある道路の共通の配慮事項の中段、①整備の最後に、「歩車道境界に設置する門型や柱状の車止めは、弱視の人でも認識できる色や、接触時の衝撃を軽減するような弾性素材を用いるなど配慮する。」という項目を新たに付け加えています。これは、まち歩き点検ワークショップの際に、視覚障害をお持ちの方から頂いたご意見で、周囲の色彩との判別がしづらく、車止め等を認識できずに衝突しそうになるというご指摘のあったものです。

３５ページをご覧ください。資料下段、項目⑤客室（宿泊施設）を追加し、配慮事項を掲載いたしました。これは、まち歩き点検ワークショップでの意見を参考にしたもので、特に一番上の配慮事項、「車椅子使用者に配慮し、客室の扉は自動扉や引き戸等の容易に開閉して通行できる扉とし、通行に十分な幅を確保する。」という項目につきましては、車椅子体験を行ったときに挙がったご意見で、車椅子だと自身で開き戸の開閉がしづらい体験などからご指摘のあったものです。

また、「緊急時、聴覚障害者が外部に向けて発信でき、連絡が取れるツールを設ける。」という項目につきましては、聴覚障害をお持ちの方から頂いたご意見で、非常時に電話で連絡できないことを踏まえて、ご指摘のあったものです。

３９ページをご覧ください。ただいまご説明しました通り、宿泊施設の客室を配慮事項に追加したことに関連し、建築物のバリアフリー化の参考としてお示ししている「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」から客室に関する図面等を抜粋して追加しております。

骨子案のご説明は以上です。

ここから続けて、策定スケジュールについてご説明させていただきます。参考資料１をご覧ください。昨年１２月に情報提供として、お送りした策定スケジュールと、同様の内容になりますが、改めてご説明いたします。

第８回協議会において、障害をもつ就労者の働きやすい環境などについての議論も必要とのことで、地区内に就労する障害者との意見交換を実施することとしたため、それに伴いスケジュールの見直しを行いました。資料は令和４年度から令和５年度の大まかなスケジュールを示しています。資料の右側に、当初スケジュールと変更後のスケジュールをお示ししております。本日は第９回協議会となりますが、当初想定から概ね４カ月程度の後送り開催となっております。そのため、今後の予定も同程度の後送りとなる予定でございます。順に申し上げますと、事業者ワーキンググループとして、各施設設置管理者の皆様への特定事業の内容等についての説明会が令和５年春頃、第１０回協議会並びに、利用者と施設設置者の両者の相互理解を深めるためのまち歩き点検ワークショップ、事業者ワーキンググループ合同での意見交換会が令和５年秋頃。これらの検討を経て、千葉都心地区の地区別バリアフリー基本構想については、令和６年２月頃の第１１回協議会において、案についてのご議論を頂き、令和６年３月ごろの策定・公表を目標としております。

以上が参考資料１　策定スケジュールについての説明でございました。

それでは、議題第１号「地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案」について、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【藤井会長】

只今、事務局より『地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案』について、ご説明いただきました。

ご質問やご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大石委員】

子育てアンケート調査結果を見て、エレベーターのボタンを押すことや、バスにベビーカーを一緒に乗せてあげること等、子育て世代に対して配慮が必要ではないかと感じました。困っている時に気軽に手助けすることである「心のバリアフリー」について、近年では小学生を対象に教育され始めていますが、あまり周知されていないと感じている。今後の方針はどのように考えているのでしょうか。

公園の緑化は大体何年位を目途に実施する計画でいるのでしょうか。千葉市が政令指定都市になった年に、千葉駅東口広場に藤棚を作りましたが、30 年後に取り壊しになってしまいました。モデル地区に入っていない市街地においては、街路樹の根上がりにより歩道が盛り上がってしまっている場所が多いため、緑化する際には視覚障害者の移動に配慮していただきたい。また、樹木にネームプレートもつけていただきたい。

【事務局】

今後の心のバリアフリーの取組みについては、モデル地区として運用していた JR／京成稲毛地区における特定事業のうち、教育啓発事業の特定事業計画を確定して公表する予定です。例えば都市局のみでなく、保健福祉局の方でも心のバリアフリーに関する講習会への参加や小学生の教育事業の周知を特定事業計画に位置づけています。こちらについては、稲毛地区のみでなく、市全体で取り組んでいくことを考えています。

千葉都心地区においては、商業施設や公共交通事業者、文化施設等とも繋がりを持つことができ、まち歩き点検ＷＳによって困りごとや今後の取組みについて協議することができました。来年以降も継続していく予定ではありますが、庁内でも心のバリアフリーの周知活動を継続して行っていきたいと考えています。

【石橋委員（代理：酒井課長）】

街路樹の根上がりは市内各所で確認されている状況です。街路樹の考え方を整理している最中であるため、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

ネームプレートの対応についても検討致します。

【白井委員】

大石委員のご意見は承らせていただきます。バリアフリー基本構想のみでなく、障害者

に関する施策全体に関わる点かと考えており、市としても障害者への理解が不足していることを認識しています。今後も共生社会を推進していく上で、障害者への理解促進を引き続き進めていきたいと考えています。

【大石委員】

今回気になった点は、今、国を挙げて子育て支援を拡充しようとしている中で、せっかく子育て世代にアンケート調査を実施しているのに、ベビーカーの移動に対する困りごとが少ないと感じ、少し疑問に感じています。困りごとを持っている親は多いと思うため、もう少し意見を伺える方法を考えることはできないでしょうか。

障害者に関しては色々対応してもらっていると思っています。ありがとうございます。

【藤井会長】

千葉都心地区の目標年次である 2030 年は SDGs との年数と一致しています。バリアフリーを推進していく上で、キーワードとして「女性」や「子ども」が含まれてきます。障害当事者のみの問題ではないと認識されて始めているため、幅広い取組がなされているところではありますが、ご意見が少ない印象を受けたというご意見でした。

【見原委員】

私は脳性まひで左半身が麻痺しているため、左足・手が少し不自由な状態です。以前は市役所に来る際に京成千葉駅からモノレールに乗って市役所前に来ていましたが、最近杖を使うようになり、実際に今日来る時に感じたことがあります。京成千葉駅からモノレールに向かう場合、エレベーターがなく長い昇りエスカレーターと階段のみのため、杖を利用しながらの下りの移動が怖いため、JR 船橋駅を経由した遠回りが必要になってしまうのではないかと考え、事業者に確認したところ明確な回答を得ることができませんでした。京成千葉駅に、下りエスカレーターやエレベーターを設置する予定はあるのでしょうか。

【事務局】

今年度は千葉都心地区のまち歩き点検 WS で課題を把握し、来年度では資料 P.25 の生活関連施設に係る事業者に対して具体的なバリアフリー事業の計画や内容の作成をお願いする予定であります。ご質問の点は来年度確認していく点であり、これから各事業者に明確に説明していく予定のため、この場での返答は控えさせていただきます。事業者との調整結果等については、改めて協議会の中でご報告等していきたいと考えています。

【小林委員】

視覚障害者誘導用ブロックの敷設が進んでいますが、市内の音響式信号の設置に関する整備状況を教えていただきたい。

P.9 の千葉公園や千葉みなと公園等の大きい公園にはトイレが設置されていますが、住宅街にある小規模な公園にはトイレがありません。例えば、一定の区域内の箇所数に対してトイレを設置する等の検討をしていただけないでしょうか。トイレを利用したい人が公民館のトイレを利用しようとしたが、施設利用者以外の利用は不可として断られたケ

ースがあります。

【事務局】

令和２年度にバリアフリーマスタープラン策定前に「千葉市バリアフリー基本構想」を作成しており、その中で生活関連経路沿いへの音響式信号の設置についてはほぼ 100%の設置であると県警から報告を受けています。マスタープラン策定により、生活関連経路が変更されたことで設置率が変わっている可能性があり、その点については詳細が把握できていない状況です。どこまでの数字であれば報告ができるか担当課に確認し、改めて情報提供させていただきたいと考えています。

トイレについては、担当部署で計画策定を検討しているため、この点について担当課より説明をお願いしたい。

【石橋委員（代理：酒井課長）】

正確な数字は把握できていません。市内約 200 箇所の公園にトイレを設置していますが、他公園への設置要望も多数いただいている。令和５年度に公衆トイレ快適化計画を策定する予定であり、今ある公園のトイレをいかに快適にしていくか、公園に新設するトイレの考え方等の方向性をその中で検討していきたいと考えています。

【大里委員】

障害を持つ就労者へのヒアリング調査について、知的障害 1 名という結果に寂しく感じました。知的障害者の移動や就労は増えてきているため、被験者の人数を増やして実施ししていただけるようお願いいたします。

【事務局】

今回、障害をお持ちの方々10 名と意見交換を実施しています。今年度はコロナ禍であったことから、参加いただいた企業との調整の結果、コロナ禍の状況等も踏まえ、意見交換への出席にご同意いただいた方々に対し、可能な協力範囲での実現となっています。マスクの緩和も始まったため、今後、同様の取組みを行う際にも、引き続き企業様と相談しながら柔軟に対応していきたいと思います。

【落合委員】

バリアフリー設備に関する案内が不十分であると感じています。例えば市民会館を利用した際、卒業式の際はエレベーターを使用できましたが、イベント時には運営エリアになることからエレベーターの使用を断られてしまいました。施設を貸し出す際には、バリアフリーに配慮した施設利用をしていただけるよう配慮していただきたい。

ポートタワーでのイベント時、多目的トイレの案内が不十分であったため、一般女性トイレを利用しました。そこに、奥様を車椅子に乗せたご主人が来たのですが、男性なので介助者として女性トイレに入るのを躊躇していました。見かねた周りの女性たちが手助けをして奥様を女性トイレへ連れて行った次第です。イベント時のバリアフリーに関する案内表示方法も含めて、改善をお願いいたします。

【事務局】

ご指摘の点について、詳細は把握できておりませんが、基本的に、市が運営する場合はバリアフリールートの確保はお願いを庁内で働きかけていきたいと思います、しかしながら民間事業者にはお願いベースになってしまっています。今後の働きかけについては検討していきたいと思います。

【藤井会長】

皆様のご意見は概ね出てきたと思っています。今回挙げられたご意見の中には具体的な取組内容に関することも含まれていましたが、次年度は、施設設置管理者・交通事業者それぞれで特定事業を作成していく予定のため、取り組みの方向性に間違いはないかご賛同いただきたい。『議題　第１号 地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について』、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。WEB 参加の委員の皆様につきましても、アクションで挙手をお願いいたします。

【全員】

賛同

【藤井会長】

全員より挙手にて賛成をいただきましたので、『議題　第１号 地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）骨子案について』、原案どおり承認致します。ありがとうございました。

４　報告事項

（１）ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について

【藤井会長】

こちらの報告事項について、事務局より説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【事務局】

報告事項（１）「ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について」ご説明致します。

お手元の資料２をご覧ください。

JR/京成稲毛地区における特定事業計画の公表について、ご報告するものです。

前回の第８回協議会でもご報告しましたとおり、JR/京成稲毛地区において、地区別バリアフリー基本構想に位置づけた特定事業に基づき、各施設設置管理者の皆様に特定事業計画を作成していただき、概ね、完了している状況です。現在、完成した特定事業計画から順次、交通政策課のホームページにおいて公表しており、本日時点で、建築物、道路、都市公園の特定事業計画が公表済みです。

資料の中段以降は、ホームページへの掲載イメージになります。一例として公共交通特定事業計画を、ページ下段に示しています。特定事業計画には、「事業の実施主体」、「事業内容」、「事業の実施時期」等が記載されています。どの特定事業計画もこのような体裁

で取りまとめていますが、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、それぞれの管理者が別途作成する個別計画を特定事業計画と読み替えているため、URL のリンクによって該当ページへ誘導する予定です。なお、道路特定事業計画については、すでにリンクによる誘導をしています。

裏面をご覧ください。JR/京成稲毛地区の特定事業計画の一覧を、事業種別ごとに示しています。事業種別は公共交通、道路、都市公園、建築物、交通安全の５つで、あわせて 25 の特定事業となります。なお、一つ一つの施設名等の紹介は割愛させていただきます。

以上が、報告事項（１）「JR/京成稲毛地区における特定事業計画の公表について」のご説明となります。

【藤井会長】

只今、事務局より『報告事項（１）ＪＲ／京成稲毛地区における特定事業計画の公表について』、ご説明いただきました。この件に関するご質問やご意見についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【小林委員】

都市部の鉄道駅についてはバリアフリー化が進められていますが、団地等、多くの市民が住んでいる住宅地へのバリアフリー化に対する考えを教えていただきたい。

【事務局】

令和２年度に策定したマスタープランでは、主に鉄軌道駅を中心としたバリアフリー化の計画を定めさせていただきました。高齢者・障害者等が移動しやすく、買い物や公共施設等に行けることを優先して駅を中心に「促進地区」を設定しているほか、生活圏である住宅団地も「促進地区」に設定しています。今回のような地区別基本構想は促進地区の区域を更に絞り込んで、重点整備地区を設定することを前提としているため、駅等から一定以上離れた住宅地を含めることは難しく、まずは不特定多数の方が利用する鉄軌道駅を中心とした区域において進めていきたいと考えています。

【小林委員】

P. 18 の事業の目標年次について、長期は令和 13 年以降とあるが、住宅地のバリアフリー化も含まれるのでしょうか。

【事務局】

含んでおりません。市の取組としては、マスタープランで設定した地区に沿って、まずは７つの地区の基本構想策定を先行して進めていくこととなるため、住宅地は次のステップになると考えています。

【大石委員】

小林委員の意見に賛成です。駅中心に検討するのは仕方ないと思いますが、そこに行くまでの生活圏での路面改修等が進んでいない状況です。小学校があるのに信号が設置されていない等の状況があるため、その点についても気を付けていかなければ、市民からすればどこをバリアフリー化しているのかが分からず、取組についていけない恐れがあり

ます。

【事務局】

移動しにくさに繋がっていることは承知しております。我々が今回進めていくのは、バリアフリーへの意識づけが大前提としてあり、移動のしやすさに繋がるような対応についても進めていきたいと考えています。今すぐの対応は難しく、その都度の対応となる可能性もありますが、不便な点は承知しておきたいと思います。

【藤井会長】

バリアフリー対応については全体の考え方がどうしても必要となってしまいますが、最終的に全てのところへ移動が求められてきてしまいます。千葉市という大きな自治体を進める上では、プライオリティの問題はどうしても出てきてしまうため、基本構想の中には、バリアフリーに対する考え方やバリアをなくすための障害理解等の記述を行い、「すべき」ではなく「気付きができるような仕組み」ができるようなソフト施策等を順次進めていきながら、最終的に財源や計画年次等も含めて、対応することにはなると思います。まずは、市全体の計画の枠組みを作成するため、マスタープランに加えて地区別構想を策定する流れになっていますので、それぞれの地区で出てきた問題を今度は市全体に広げていくことも将来的に繋げられるよう対応していただきたい。

音響式信号については、駅等の都心部は住宅が少ないため設置は進みやすいが、住宅地への設置には音の問題があるため協議しながらの慎重な対応が求められてくる点になります。特定事業に記載された内容は他地区へ展開する際にも活用できる内容としていただきたい。一度に全ての対応は難しいが、事務局の対応への思いは認識いただいた上で、進めさせていただきます。

【青木委員】

住宅地等の取り上げられていない場所へのバリアフリー化に対するご意見は重要と考えています。マスタープランや基本構想は交通政策課で担っていますが、元々は交通結節点のスムーズな移動を実現すべく、周辺道路や建築物を対象に定めています。その場の対応のみでは移動はできないため、生活関連経路も含めて対応を検討している状況です。

交通政策課のみでは住宅地へのバリアフリー化に踏み込みにくいため、重点整備地区の中で特定事業計画を策定する際に、様々な事業者に協力をお願いしながら進めていく予定となっています。重点整備地区を順に設定する計画ではありますが、他にも対応しなければいけないこと、対応すべき地区等、他地区で出た意見を整理しまとめながら展開できるよう、事業者の皆様にご協力をお願いいたします。

【岩井副会長】

大学として協力できる点はないかを考えていました。例えば、どのような公園に何%トイレが設置されているのか、どのような要望があるのか等、市から大学に実態調査の依頼をいただければ対応可能である。卒論のテーマで悩んでいる学生や地域の方々のために動きたいと考えたい・知りたいと考えている学生がおり、大学でも関心のあることもある

ため、市から委託をいただき、障害者団体や子育て世代への調査に関する便宜さえ図っていただけば、学生の労力によるシナジー効果が発揮できると考えています。

心のバリアフリーの対応について健常者の学生に聞くと、「声をかけて良いか分からない」という声を多数聞きます。声のかけ方、障害当事者が実際に声をかけられてどう感じているか等、声掛けをする側とされる側のどういう行動がバリアフリーを促進・疎外するのか研究したいと思いました。学生にできそうな内容があれば行政の方から依頼していただければ、とりまとめることもできますので、ぜひ声掛けをいただきたいです。

【藤井会長】

ありがとうございました。他にご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、議事を進めさせていただきます。

6　その他

【藤井会長】

続きまして、「その他」といたしまして、事務局の方から説明はありますでしょうか。

【事務局】

なし。

【藤井会長】

私から、テキストマイニング手法を用いた卒業研究成果の概要について、簡単に説明させていただきます。作成にあたって、今年度実施したまち歩き点検ワークショップ、子育て世代へのアンケート調査の自由記述及び就労者ヒアリングの意見を踏まえて作成しており、大学の研究の一環として関わらせていただいたものです。

テキストマイニング手法は、ご意見等に含まれている「キーワード」を抽出し、①意見として話題に挙げられた回数、②キーワードとの関連性、を図で表したものです。

実施した理由は、以下の２点を確認するためです。

・発言・提出した意見の内容と実際のとりまとめ内容に結びつきがあるかの確認

・まち歩き点検ワークショップのご意見と、市外在住で千葉市に就労している障害者の感じているバリアに差がないか

その結果、まち歩き点検ワークショップの点検シートのみのご意見を分析した結果からは、車椅子の移動や視覚障害者誘導用ブロックに関する単語、案内表示に関する単語が多く指摘されています。

まち歩き点検ワークショップ後の意見交換の発言内容を分析した結果からは、案内表示や視覚障害者誘導用ブロックに関する単語が多く挙げられた一方、トイレ利用に関する単語の出現が多く挙げられており、点検シートと意見交換で、結果に乖離があることが分かりました。

就労者へのヒアリング調査の結果を分析した結果では、視覚障害者がいなかったこともあり、車椅子の移動のバリアに関する単語等、まち歩き点検ワークショップの意見と差

はなかったものの、「通勤」に関するバリアの単語が抽出されました。また、「障害者理解」に関して心のバリアフリーの推進が必要とされることが挙げられました。

対象者が異なることで、意見の重みが変わってくることが確認されたという報告になります。

【事務局】

テキストマイニングの結果から、まち歩き点検ワークショップ等でいただいたご意見が視覚的・感覚的に捉えやすくなることが確認できました。今後の検討の際にも活用できないか、などと考えながら聞かせていただきました。岩井副会長のご意見も踏まえ、大学との関わり方も含めて検討していきたいと思います。

【藤井会長】

我孫子市では、全児童と教員にWEBアンケート調査を実施したところ、白杖利用のバリアフリー体験をした人は声掛けがしにくいと感じた反面、車椅子体験をした人は声掛けが必要であると再認識できた、という意見が挙げられました。岩井副会長のご意見にもありましたが、教育の場の中でも意識啓発に取り組めるチャンスがあるのではないかと思います。大学を上手く使いながら学生にも気付きを与えるような機会を設けていただけるとありがたいなと思います。

その他、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日すべての審議を終了します。

進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

7　閉会

【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「第９回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させて頂きます。

本日は、ありがとうございました。